

# いじめ対応マニュアル



## 1 基本理念

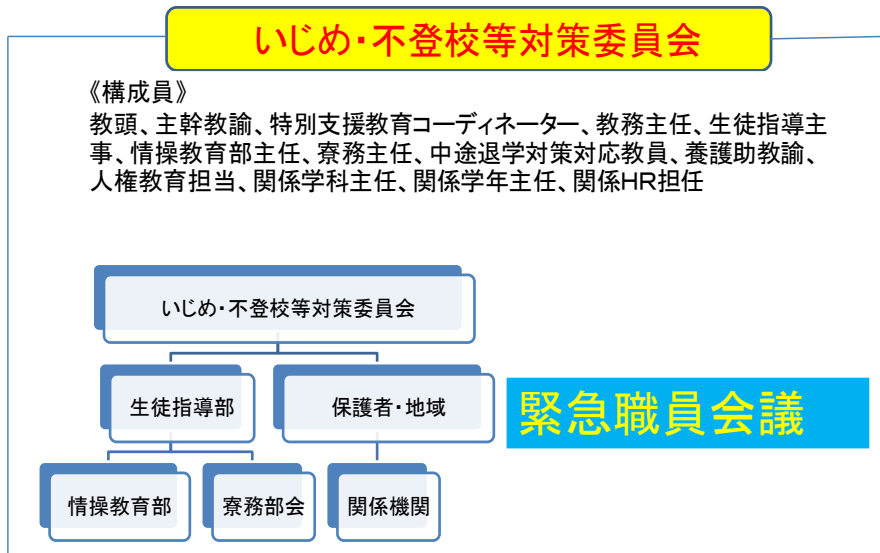
本校は、教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員自身が、生徒を一人一人多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底します。

本校では、校訓「研学修技」「勤労興産」「礼節敬愛」「感恩報謝」を基調とした教育を実践し、将来、本県の農業を担う人間性豊かな人材を育成することを教育目標としており、目指すのは「自分で考え、正しく判断し、やるべきことがしっかりとできる生徒」の育成です。また「明倫堂精神を尊び、自分と仲間を大切にできる生徒」の育成を、目指す生徒像に掲げており、いじめは重大な人権侵害であるという認識のもと、ここにいじめ防止基本方針を定めます。

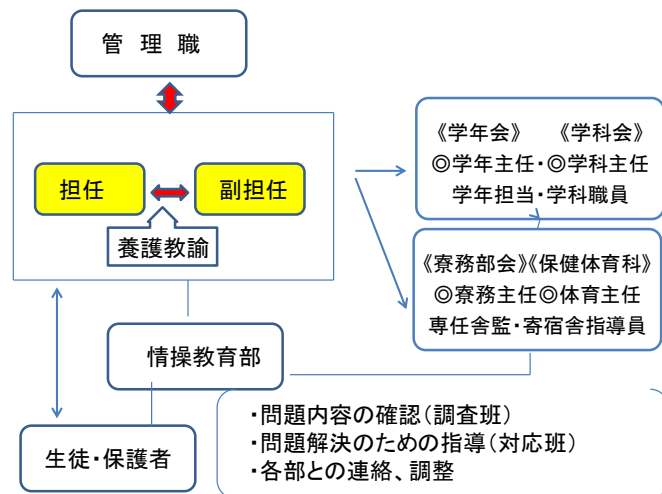
この目標のもと、「自主性を持ち、他者を大切にできる人間性豊かな生徒を育成する学校」を目指します。

## 2 組織

### いじめ対応チームの設置について



### 情操教育部(組織図)



日常の観察・アンケート・教育相談・生徒の訴え

情報を得た職員

担任・学年主任

生徒指導主事

いじめ不登校対策委員会(緊急対策会議)

- 報告・共通理解
- 調査・分担決定
- 報告・事実関係の把握
- 指導方針決定
- 対応班決定

いじめ解消に向けた指導

解消

継続指導・経過観察

いじめの態様

## 3 いじめの基本認識

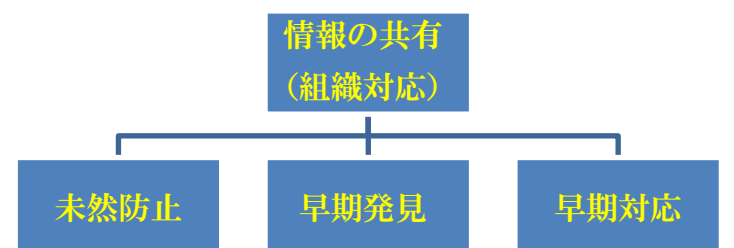
「いじめ問題」における特質とは?

- ◇どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ◇人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ◇大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ◇いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ◇行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ◇教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ◇家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ◇学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返される。
- 意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる。
- わざと、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- SNS等ネット上で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

## 4 いじめの防止に関する措置

1. いじめの防止のため、生徒や教職員が主体となった活動を行います。
2. いじめの早期発見に努めます。
3. いじめの発見・通報を受けたときには、迅速に対応するとともに、組織で情報の共有と対応にあたります。
4. 解決に向けた指導と支援を学校・家庭・地域が連携しながら、組織的に対応します。



## 5 保護者へのお願い

- 子どもに「あれ?」もしかしてと思ったら、家族だけで悩まずに、心配なことは早期に学校に相談してください。
- いじめのサインを家庭でも見逃さないよう、家族内での会話を大切にしてください。